

TFS国際税理士法人 News Letter

今日から新年度！「月45時間・残業時間の罰則付き上限規制導入(中小企業は2020年4月から)」
「高度プロフェッショナル制度導入」「最低5日以上 of 年次有給、企業にとらせる義務導入」
「勤務間インターバル制度導入、企業の努力義務に」「国民年金加入女性の出産前後の保険料免除」
「公的年金支給額の少額引き上げ」「ゆうちょ銀行貯金限度額が計2,600万円に倍増」
「教育・結婚・子育て資金の一括贈与、年間所得1千万円超の子らは非課税特例対象者外に」
等々・・・満開の桜とともに様々な制度が変わります。有給休暇と贈与は今号でふれました。
そしてひそかに・・・牛乳、ヨーグルト、大型コカ・コーラの小売価格も上がります！



TFSグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com



受贈者の所得要件付加、残高への課税見直しの上 教育資金の非課税特例 2年延長

高齢者世代の保有する金融資産を早期移転させ、子育て世代の教育資金の確保と将来を担う人材育成につなげる目的で、一定の教育資金の贈与について贈与税を課さない、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（以下、制度）が設けられています。

この制度について、適用期限である平成31年3月31日を迎えるにあたり、平成31年度税制改正において、受贈者の所得要件設定や年齢制限の見直し等を行った上で、当該期限を2年間延長することが予定されています。以下、2月末日現在の情報に基づき、現行制度の概要と見直しの内容をご案内します。

現行制度の概要

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、年齢30歳未満の受贈者が一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から教育資金に充てるための贈与を受けた場合に、一定の手続きをとることで1,500万円まで贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなど一定の事由により契約が終了した場合に、教育資金として利用されなかった残高があるときは、その残高に対して贈与税が課されます。

平成30年9月末現在、この制度の契約件数は200,055件、贈与された金額は約1兆4,333億円あります（信託協会調べ）。

見直しの内容

見直しが予定されているのは、下表のとおりです。これらの見直しは、「教育資金の範囲」と「残高に対する贈与税課税」を除き、平成31年4月1日から施行される予定です。

なお、同じく高齢者世代の保有する金融資産の早期移転を促す措置として設けられた、直系尊属からの子・孫への結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、受贈者の所得制限が設けられた上で、適用期限を2年間延長することが予定されています。

見直しの内容（2月末日現在の情報に基づく）

項目	現行	改正案
受贈者の所得要件	なし	合計所得金額1,000万円以下
教育資金の範囲※	年齢に関係なく一律適用	23歳以上の者の教育資金の範囲は、以下に限定 ・ 学校等に支払われる費用 ・ 学校等に関連する費用（留学渡航費等） ・ 学校以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるもの
贈与者死亡時の残高に対する相続税課税	なし	贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかの場合を除き、相続開始時の残高を相続財産に加算 ① 23歳未満である場合 ② 学校等に在学している場合 ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
残高に対する贈与税課税※	30歳到達時の残高に贈与税を課税	30歳到達時に上記②又は③に該当する場合は課税せず、②又は③に該当しなくなった年の年末（40歳に達した場合にはその時点）の残高に対して贈与税を課税

（※）平成31年（2019年）7月1日からの適用

出典：財務省「平成31年度税制改正（案）のポイント」（平成31年2月） 一部編集



経営力向上計画による固定資産税の特例は3月31日取得分まで



弊社は、認定を受けた「経営力向上計画」に基づき機械装置を発注しましたが、製造遅れにより納期が平成31年4月以降になりそうです。4月以降の取得でも固定資産税の特例が適用できますか？



平成31年4月1日以後取得の場合には、固定資産税の特例は適用できません。

固定資産税の特例の概要

中小企業等経営強化法による「経営力向上計画」の認定を受け、当該計画に基づき新規取得した一定の設備には、税制上の優遇措置が用意されています。そのうちの1つが“固定資産税の特例”です。



固定資産税の特例とは、中小企業者等※1が平成31年3月31日までの間に、一定の対象設備を取得した場合に、当該設備に係る固定資産税が**最大3年間2分の1に軽減**される制度です。当該特例は、期限をもって終了します。

よって、ご相談のケースで、機械装置の取得が平成31年4月以降となった場合、当該特例を適用することはできません。

中小企業経営強化税制は2年延長

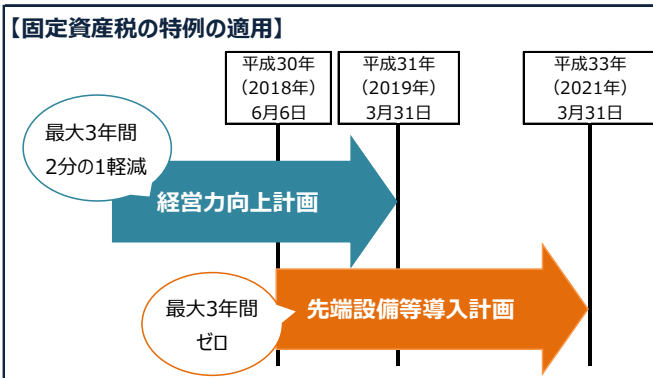
青色申告書を提出する中小企業者等※1が、認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、平成31年3月31日までに一定の設備投資を行い、指定事業に利用した場合には、法人税（所得税）の計算上、即時償却又は取得価額の10%※2の税額控除※3を選択適用することができます。当該税制の適用期限は、平成31年度税

制改正で2年間延長される予定です。

そのため、ご相談のケースでの4月以降の取得に係る設備投資が、中小企業経営強化税制の適用要件に該当する場合には、当該税制の適用が可能です。

取得が4月以降は別の制度も検討

計画に係る固定資産税の特例といえば、中小企業者等※1が生産性向上特別措置法による「先端設備等導入計画」の認定を受け、当該計画に基づき一定の対象設備を取得した場合に、当該設備に係る固定資産税が、市町村の判断により**最大3年間ゼロ**となる特例が、平成30年6月6日からスタートしています。4月以降の設備投資に関しては、当該制度も検討されるとよいでしょう。



(※1) 中小企業者等とは、次のいずれかに該当する事業者をいいます。

①法人

- ・資本金（出資金の額）が1億円以下（一定規模の法人に一定割合の出資を受けている法人を除く）
- ・資本金（出資金の額）を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下

②個人

- ・常時使用する従業員数が1,000人以下

(※2) 資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%です。

(※3) 上限があります。



年次有給休暇の取得義務化に関する実務上の注意点

働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、4月から年10日以上の子年次有給休暇（以下、年休）が付与される従業員について、使用者は年5日の年休を確実に取得させることが義務となります。この年休の取得義務化に関する通達が、昨年12月に厚生労働省より発出されたことから、実務上の注意点を確認しておきましょう。



取得日の指定と就業規則の変更

年休の取得義務化により、使用者は年5日の年休について、従業員に取得を希望する時季を聞き、その希望を尊重しつつ取得日を指定し、取得させる必要があります。ただし、従業員が自ら取得した日数や労使協定による計画的付与で取得した日数（いずれも取得する予定の日数を含む）はこの5日から差し引くことができます。

なお、今回新設された使用者による時季指定を行う際には、就業規則に時季指定の対象となる労働者の範囲や時季指定の方法などを記載する必要がありますので、就業規則の変更を忘れずに行うようにしましょう。

取得義務化の対象者

今回の取得義務化の対象者には、管理監督者や年10日以上の子年休が付与されるパートタイマーも含まれます。また、年度の途中に育児休業等から復帰した従業員も対象者となるため、復帰後に年5日を取得させる必要があります。ただし復帰した日によっては、年休を

取得させることとなる残りの期間の労働日数が、使用者が取得日の指定を行う必要のある年休の残日数より少なく、5日を取得させることが不可能なこともあります。このような場合は対象になりません。

年5日の対象となる年休の単位

年休は、1日単位で取得することが原則ですが、通達で半日単位での取得も認められています。また、労使協定を締結することで時間単位での取得も認められています。

今回の取得義務化では、半日単位の年休については、取得義務化となる5日から差し引くことが認められます。これに対し、時間単位の年休については、使用者が取得日を指定する年休に含めることはできず、従業員が自ら取得したときであっても、取得義務化となる5日から差し引くことはできません。

既に時間単位の年休を認めている場合はもちろん、今後予定している場合も、この点を押さえておきましょう。

年休の取得義務化では、従業員に確実に年休を取得させる必要があります。仮に、使用者が指定した取得日に、従業員が取得を希望せず勝手に勤務をするというケースも想定されます。その場合は、その日について年休を取得したとは判断されません。その結果、年5日の年休を取得しない従業員が発生したとしても、法違反の指摘を免れることはできません。罰則が定められた制度であり、法律の施行が4月からのため、対応に向けてお困りのことがあるときには、労働基準監督署等にご相談ください。



産業・学歴別初任給の動向



4月は新年度の始まりと同時に、新卒採用を行った企業にとっては新入社員を迎える季節です。ここでは、初任給に関するデータを産業や学歴別にご紹介します。

ほとんどの学歴で前年を上回る

厚生労働省の調査結果※から、産業別に2018（平成30）年の性、学歴別初任給をまとめると、下表のとおりです。

産業計については、男女計はすべての学歴で、2017年に続いて前年を上回りました。男女別では、男性はすべての学歴で前年を上回りました。女性は大学卒が減少となったものの、それ以外は前年を上回りました。

産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業や不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業で、産業計を上回る金額

の学歴が多くなっています。一方で、産業計を下回る金額となった学歴が多い産業も、少なくありません。

賃金の引き上げ傾向は依然として続いており、2019年の初任給についても、引き下げを行う事業所は少なくなると予想され、2018年以前と同様に全体では増加傾向になることが考えられます。人材採用を行う企業では、自社の給与水準だけでなく、こうした初任給の額も参考にしながら、採用時の給与額を決めていく必要があるでしょう。

2018（平成30）年産業、性、学歴別初任給（千円）

産業	男女計				男性				女性			
	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒
産業計（2018年）	238.7	206.7	181.4	165.1	239.9	210.1	182.9	166.6	234.2	202.6	180.4	162.3
産業計（2017年）	233.4	206.1	179.2	162.1	233.6	207.8	180.6	164.2	232.4	204.1	178.4	158.4
産業計（2016年）	231.4	203.4	176.9	161.3	231.7	205.9	179.7	163.5	229.7	200.0	175.2	157.2
鉱業、採石業、砂利採取業	256.8	223.1	205.7	166.3	256.7	229.0	205.7	167.3	257.5	214.2	-	144.3
建設業	233.4	214.6	190.5	172.3	232.8	217.1	191.4	173.3	236.4	207.4	186.5	162.0
製造業	233.9	205.2	179.7	164.3	233.9	205.3	181.7	165.2	234.0	204.9	175.8	161.5
電気・ガス・熱供給・水道業	229.2	201.2	180.4	163.2	229.2	200.0	181.4	163.3	229.0	204.8	177.5	161.9
情報通信業	235.3	215.8	188.7	164.6	235.9	216.9	192.7	165.0	233.1	213.9	179.9	164.0
運輸業、郵便業	231.8	198.6	182.2	168.5	232.2	202.0	184.2	168.5	230.2	195.1	179.7	168.3
卸売業、小売業	233.5	205.5	177.9	165.1	233.8	207.9	178.2	166.1	232.5	202.1	177.4	164.2
金融業、保険業	241.5	204.6	167.8	148.9	243.4	210.8	178.2	143.2	234.0	199.4	167.1	149.8
不動産業、物品賃貸業	238.6	210.6	183.3	169.3	245.4	216.4	184.9	173.3	224.9	202.6	182.2	164.9
学術研究、専門・技術サービス業	266.5	224.5	180.6	167.6	270.9	226.8	181.5	168.2	252.3	220.7	179.5	165.9
宿泊業、飲食サービス業	216.2	198.1	175.7	164.9	215.7	201.7	170.2	166.5	217.2	195.6	178.4	164.0
生活関連サービス業、娯楽業	207.3	206.1	177.1	167.8	198.0	209.6	177.1	165.4	217.8	203.0	177.0	168.4
教育、学習支援業	232.4	205.9	182.9	159.2	236.5	212.0	176.2	159.0	226.6	203.0	183.3	159.3
複合サービス事業	184.1	182.9	163.8	153.9	184.2	183.0	160.4	153.9	181.4	182.8	165.0	153.9
サービス業（他に分類されないもの）	223.0	202.0	178.9	167.1	225.7	203.8	182.1	168.7	217.5	199.3	171.4	163.6

厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」より作成

※厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」

10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用した15,663事業所を対象に、初任給が確定している15,155事業所について集計したものです。なお、産業計の数値には、医療、福祉の分も含まれます。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/18/index.html>



落とし物が心配なあなたに！ スマートタグをご存知ですか？

新年度を迎えるこの季節、1人暮らしを始めたり、財布や定期入れを買い換えたりする方もいらっしゃるでしょう。一方で、カギや財布、定期入れなどをなくした経験がある方も、いらっしゃるでしょう。今回は、これらの紛失を防止したり、紛失してしまった時に発見の可能性を高めたりすることができる便利アイテム、“スマートタグ”をご紹介します。



スマートタグとは

スマートタグは、忘れ物防止タグや紛失防止タグともいわれ、手持ちのスマートフォンやタブレット（以下、スマホ）と連動させることで、置き忘れの防止や、なくした物を見つけることができるアイテムです。このスマートタグには、BluetoothやGPSが組み込まれているため、次のようなことができます。

主な機能

- 連動しているスマホと一定の距離が離れるとスマホに通知（アラート）が出る
- なくした際にGPS機能で追跡できる
- スマートタグから音を出して探しやすくなる

確認できた範囲では、価格は5,000円以下が多く、大きさは邪魔にならない500円硬貨からキーホルダー程度、電池式で寿命は約1年間、という製品が多いようです。電池は交換が可能な製品と不可能な製品がありました。

それでは具体的な製品をいくつか、特徴的な機能とともにご紹介します。

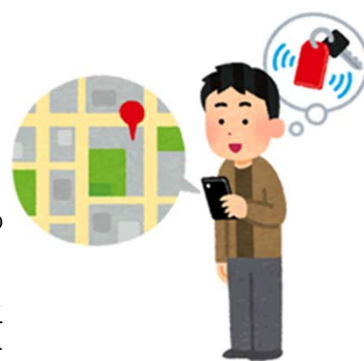
◇ MAMORIO（マモリオ）

MAMORIOをつけた持ち物を置き忘れたとき、忘れた場所などをスマホで確認できます。

また、鉄道の駅などに設置されたMAMORIO SpotにMAMORIOをつけた紛失物が届くと、持

ち主に通知が届く機能もあります。

その他にもMAMORIOをつけた紛失物の近くを他のユーザーがすれ違うと検知し、持ち主にその地点を知らせてくれる「みんなでさがす」機能があります。



参考：商品サイト
<https://mamorio.jp/>

◇ Tile（タイル）

Bluetoothの接続範囲内にTileをつけた紛失物があれば、本体からの音声によって場所を知らせてくれます。スマホでは、持ち物が最後にあった場所を地図で表示してくれるので、探しやすくなります。

また、スマホが見つからない場合は、Tile側からスマホを鳴らして探すことも可能です。

その他、AmazonEchoやGoogleHomeなどのスマートスピーカーにも対応しており、スマートスピーカーを通じて探すこともできるのが特徴といえるでしょう。

参考：商品サイト
<https://www.softbankselection.jp/special/tile/>

上記のほかにも、さまざまなスマートタグが発売されています。物をなくしがちな方や家に忘れてしまうことが多い方は、リスク対策としてご自身にあったアイテムを探してみてもいいかもしれません。

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からの大型連休に備え、休業日状況の確認を行いましょう。

2019年4月

お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

3. 社会保険料の変更等

4. 年次有給休暇の付与（4月1日付けで一斉付与の場合）

5. 労働者名簿の調製

6. 新入社員のオリエンテーション

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

連休明けはバタバタしがちです。特に今年は、5月1日の皇太子殿下のご即位により、同日が祝日になります。また前後の4月30日と5月2日も休日となることから、大型連休が発生します。

毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

3. 社会保険料の変更等

2019年度の雇用保険料率は2018年度より変更はありません。

2019年度の健康保険料率、介護保険料率は3月分（4月納付分）から適用となります。国民年金保険料は4月より引き上げられ、月額16,410円となります。

4. 年次有給休暇の付与（4月1日付けで一斉付与の場合）

4月1日付けで年次有給休暇を一斉に付与している場合は、勤続年数に応じた日数の付与を行いましょう。なお、改正労働基準法により、2019年4月以降に年次有給休暇を10日以上付与される人は、付与されてから1年の間に5日を取得することが義務付けられます。なお、年次有給休暇管理簿を用いて、取得日数の管理し、保存することも義務化されます。

5. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

6. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

◆主な説明内容

◇労働条件の説明 ◇社内ルール ◇諸届の方法 ◇年間行事予定

◆主な渡し物

◇貸与物品 ◇配付物品

◆主な提出物

◇誓約書 ◇身元保証書



2019.4

今年のゴールデンウィークは改元に伴う大型連休となります。取引先の休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項 目
1	月	先負	
2	火	仏滅	
3	水	大安	
4	木	赤口	
5	金	先負	清明
6	土	仏滅	
7	日	大安	
8	月	赤口	
9	火	先勝	
10	水	友引	●源泉所得税・復興所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	木	先負	
12	金	仏滅	
13	土	大安	
14	日	赤口	
15	月	先勝	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
16	火	友引	
17	水	先負	
18	木	仏滅	
19	金	大安	
20	土	赤口	穀雨
21	日	先勝	
22	月	友引	●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
23	火	先負	
24	水	仏滅	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
25	木	大安	
26	金	赤口	●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[1月～3月]について報告）
27	土	先勝	
28	日	友引	
29	月	先負	昭和の日
30	火	仏滅	国民の休日 [以下、5月7日まで]※期限日は変更になる可能性があります。 ●軽自動車税の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告